議員定数及び議員報酬調査特別委員会 摘 録

- 1. 開催日 令和5年12月13日(水) 第2委員会室
- 2. 出席委員 政野太委員長 桂藤和夫副委員長 堀井秀昭 福山権二 藤木百合子 國利知史 松本みのり 林高正議長
- 3. 欠席委員 なし
- 4. 事務局職員 山根啓荘議会事務局長 横山和昭議会事務局議事調査係長 橋本和憲議会事務局主任主事
- 5. 説 明 員 なし
- 6. 委員外議員 坂本義明副議長
- 7. 傍 聴 者 1名
- 8. 会議に付した事件
 - 1 付託事項の審査
 - 2 今後の審査について
 - 3 その他

午後3時4分 開 議

〇政野太委員長 第17回議員定数及び議員報酬調査特別委員会を開きます。出席委員は7名。議長、副 議長に参加してもらっています。会議に当たり、傍聴、録音を許可しています。御了承ください。

1 付託事項の審査

- ○政野太委員長 それでは、直ちに協議事項に入ります。最初に、今回の付託事項の審査、報酬について、前回の会議で、原価方式を採択しようということで決定しました。その原価方式とは一体何なのかということで、きょうは、資料を用意して説明をしてもらいます。よろしいですか。山根局長。
- ○山根啓荘議会事務局長 それでは、原価方式について、資料に基づいて説明します。なお、この資料は柏崎市議会の調査研究報告書から抜粋をしているものですので、御承知おきください。まず、原価方式とは、ということですが、議員の活動量を首長の活動量と比較して、その割合を首長の給料に乗じて議員報酬額を算定する方式でございます。ですので、基本的には、例えば、首長の金額に対して何割と、簡単に言えばそういうことになります。それで、活動内容を踏まえた原価方式の具体的な内容ですが、これについては、議員報酬の算定額の手法として、江藤先生が全国町村議会議長会に報告をされている状況です。具体的な算式が文章で書いてありますが、具体的に、下の数式のところで説明したいと思います。まず、1番ですが、算定モデルでは、議員の現行の活動を、大きく議会活動と議員活動に分けています。そして、最初の議会活動については、①②とありますが、本会議、委員会、協議調整の場、議員派遣など、法や会議規則、条例に基づく議会活動と、法定外会議や住民との対話、研修会への出席、その他自治体からの視察受け入れの対応など、その他の議会活動とする、としています。1と2は、基本的には、議会事務局が記録をしている活動の記録ですので、それによって日数が計算できるものになっています。次に、4のところでは、議員活動と定義しています。議員活動と

はどういったものを想定するかというと、先ほど言った①②に付随する活動、括弧書きでは、主に準 備活動です。そういったものが列挙してあります。それから、イでは、議員としての住民対話、各種 団体の公的行事への出席、議員としての活動という位置で捉えてあります。 5番では、そういう活動 を、活動時間に積算して日数に換算するということで、算出方法を定義しています。ただし書にある とおり、政党活動や選挙活動、それから、後援会活動、私人としての活動は除く、としています。そ して、6番では、議会活動と議員活動が重複する場合はカウントしない、となっています。次のペー ジを見てください。この自治体では、首長の職務の日数は、基本的には、305 日で捉えたと書いてあ ります。8番で、具体的な計算式がありますが、この表のとおり、議会活動と議員活動の日数を出し て、それを、首長の職務遂行日数、305 日で割ると、割合が出てくると。これが、例えば、3割とか、 何%という形で出てくるので、それに対して首長の給料をかけていくと、先ほど言った原価報酬によ る議員報酬額が出てくるというものです。さらに、中段のところに表で書いてありますが、先ほど言 いました議会活動の①②、議員活動のアとイに分けて計算をしていきます。それで、議会活動の①② は、議会事務局で日数等が出ています。あとは、議員活動のところを、それぞれ幾らになるか出して いって、活動日数等を求めていくと。この事例では、実際に、議会活動の①②の日数の、アについて は3分の1、イについては、アの2分の1として計算しましたと書いてあります。議員活動のところ を議員活動のアンケート等で求められるのかどうかまでは確認していないのですが、基本的には、そ のように議員活動日数を求めて、計算をしていくことになります。まず、原価方式がこういうものだ と理解をしてもらうために、本日の資料として作成をして、提供をしている状況です。

○政野太委員長 皆さん、原価方式は理解してもらえましたか。この方式を前回の会議で決めました。 もちろん、比較も重要なところがあると思うのですが、こういう根拠を市民の方に示していくことを 進めていきたいと思いますので、御了解ください。具体的に、数字については、ある程度ここで議論 をしながら出すことは難しいと思いますので、少し時間をもらって、議会事務局が把握をしている日 数は出てくると思うのですが、そのほかの議員活動等の数字については、以前とらせてもらった議員 のアンケートであるとか、あるいは、何らかの例を皆様方にたたき台としてお出しするよう準備をし たいと思います。それでよろしいですか。それでは、続いて、次の、参考人招致についてですが、資 料が添付されています。暫時休憩をお願いいたします。

○政野太委員長 会議を再開いたします。今、御手元に配らせてもらいました。横山係長。

○横山和昭議会事務局議事調査係長 前回の委員会で参考人の招致について議論してもらったと思いますが、参考人制度と公聴会制度があります。両方とも性格が非常に似ていますので、あわせて、この場で御説明します。まず、参考人制度は、会議において、当該普通地方公共団体、庄原市の事務に関する調査または審査のために必要があると認めるときには、参考人の出頭を求めてその意見を聞くことができる。下線を引いています、地方公共団体の事務に関すること。ここが参考人制度のポイントとなっています。何でもいいから誰かを呼んで意見を聞くということはできないのが参考人制度にな

ります。これに対し、公聴会制度は、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開く、となっていますので、少し範囲が広がると捉えてもらっていいかと思います。続いて、制度の特徴と相違点ですが、参考人制度は公聴会制度よりも簡易な手続で行うことができます。というのも、公聴会は、公示等、広く参加者を募って、まずは、意見を言いたい方を募集する形になります。そのあとに、どなたかを、たくさん来られた場合は、何人かに絞ってもらって、この方に来てもらいますといった手続も必要になってきますので、時間を要するかと思います。開催の手続については、記載のとおりですので、御一読ください。参考人制度、公聴会制度の共通事項としては、まず、参加者の発言について、意見を聞こうとする案件の範囲を超えてはならない。つまり、お越しくださった方については、何でも自由に発言できるものではないというところになります。あわせて、参考人または公述人の方には、こちらの特別委員会の委員に対して質問をすることができない。あくまでも意見を述べてもらう場という形になります。ということから、事前の検討事項としていますが、具体的な案件。もし参考人になりますと、庄原市の場合、定数、報酬ともに条例で定めています。ですので、現在の定数20名、報酬32万5,000円。こちらの条例の内容を、例えば、どのように変えようと思うけれども、それについて皆さんはどのような意見をお持ちですか、という形で、具体的な質問事項を定めた上で意見を聞くことになります。この点がポイントになろうかと思います。私からの説明は以上です。

- ○政野太委員長 私から皆さん方に提案をして御意見を聞かせてもらいたいのですが、まず、この公聴会という考え方。いわゆる公募をして皆さん方に集まってもらって聞くというのは、今までの、例えば、市民アンケートをとらせてもらったことがあって、さらには、市民と語る会でも御意見をもらったという意味からも、公募までして開く意味はあまりないのではないかと思いますが、いかがですか。まず、公聴会の可能性を排除してみてはいかがかと思います。御意見があればお聞かせください。
- ○堀井秀昭委員
 委員長の考え方でいいのではないか。
- ○政野太委員長 それでは、公聴会については、検討から外すということで御了承ください。あとは、 参考人ですけれども、今説明があった中で少し確認したいのですが、条例の変更をしようと思うけれ どもどうか、ということで考えたら、事務に関することに該当するということでいいのですよね。参 考人は当初から予定しておりましたので、これはぜひ進めていきたいと思います。ただ、1つだけ、 先ほど配った紙がありますが、これは、私と桂藤副委員長の独断で名前を上げさせてもらった名前な のですけれども、経済団体であるとか、市民団体であるとか、あるいは、農業団体であるとか、庄原 市を支えてくださっている団体ということで出させてもらいました。ただ、これは、全ての方に来て もらうことはあまり思っていませんので、この中から数名選んでお願いをするか、あるいは、アンケ ートではないのですが、この参考人の方々、それも、全てではなく、また選ばないといけないのです けれども、条例変更をする内容を文面で送らせてもらって意見を聴取する方法もあるかと思います。 その場合は多くの意見を聞くことが可能かと思います。決してアンケートではないのですけれども。 来てもらう場合に全ての方に来てもらうのはなかなか現実的に難しいのですが、文面でお願いをする ときには、もちろんこのメンバー全員でもいいですし、あるいは、またふえてもいいですし、意見を もらう中身をつくって、送って回答をしてもらう方法があると思います。いかがですか。御意見をく ださい。堀井委員。
- ○堀井秀昭委員 選任して、例えば、実際に何人かに出席してもらって会議として開くことになったと きには、旅費日当を払わないといけないですよね。

- ○政野太委員長 横山係長。
- ○横山和昭議会事務局議事調査係長 費用弁償です。
- ○堀井秀昭委員 予算はあるのか。
- ○横山和昭議会事務局議事調査係長 幾らか予算措置をしています。先ほど、委員長の説明の中で、書面による皆さんへの意見聴取の御提案があったと思うのですが、御提案をしてもらっている方も含め、会の代表の皆さんは大変お忙しい方が多いので、その方全員の日程を調整して1日ここに来てくださいというのは非常に難しいため、時間を要する可能性もあります。委員会として、書面による意見聴取を御議決くださいましたら、そのこともできますので、その辺も含めて御検討ください。
- ○政野太委員長 松本委員。
- ○松本みのり委員 私も、書面で、アンケートでお願いできたらと思います。その際に、無記名アンケートにして、より率直な意見を伺えたらなと思います。多分、記名をされると、いろいろと遠慮をされる部分も出てくるのではないかと思うので、無記名で率直な御意見を。
- ○政野太委員長 横山係長。
- ○横山和昭議会事務局議事調査係長 参考人として御指名をした上での署名の意見になりますと、アンケートではなく、あくまでもこちらの委員会として、この案についてどう思うかという具体的な御意見をもらう形になろうかと思います。
- ○政野太委員長 参考人の共通事項のところに書いてあるとおり、仮に皆さんにここに来てもらっても、 質疑ができないというルールになっている以上、集まってもらう意味をあまり感じないのですけれど も、その辺もまた。堀井委員。
- ○堀井秀昭委員 公聴会はできないが、参考人はできるのか。
- ○政野太委員長 いいえ、共通事項になっています。皆さんいかがですか。特に御意見がなければ、きょう、書面でということで決議をしてもらえればと思います。よろしいですか。桂藤副委員長。
- ○桂藤和夫副委員長 こういうところに送ったらどうかという御提案があればお聞かせ願って、幅広く 声を聞こうと思いますので、ここはどうかというのがあればお教えください。よろしくお願いします。
- 〇政野太委員長 福山委員。
- ○福山権二委員 自治振興区連合会の会長、田邉さんに送りますよね。田邉さんがこれに回答して、その際に、自治振興区連合会の会長として自治振興区連合会全体の意見を取りまとめて、ということではなく、役職の人の個人的な見解を集めるということですか。
- ○政野太委員長 これは、以前ここで協議をした記憶があるのですけれども、その取りまとめをしてもらうのは難しいであろうと。今回の自治振興区でいえば、あくまでも役職を持たれている田邉さん個人の意見をもらおうということで考えています。なぜその人を選んだのかは、こういう団体から、それなりの役職を持たれている方という意味で選ばせてもらいました。福山委員。
- ○福山権二委員 これは、報酬等審議会のメンバーですか。
- ○政野太委員長 いいえ、違います。報酬等審議会は市長が指名をされるので。逆に、ここはいいのではないかという御意見があってもいいと思います。特に何かがあって書いているわけではないので。 とりあえず、候補となり得る方々を書いているわけです。松本委員。
- ○松本みのり委員 お住まいの方に満遍なく御意見伺えたらなと思うので、自治振興区連合会の会長だけではなく、各自治振興区の会長それぞれにお送りすることはできないのですか。

- ○政野太委員長 悪いことではないのですが、ただ、あまりにも意見が集まりすぎて、集約のところで どういう問題が起きるのかなと一瞬思いました。先ほど言いましたように、あくまでもアンケートで はないので、その辺の問題が出たときに、経費がかかるということではないのですが。例えば、各地 域に自治振興区の代表がおられますよね。西城なら西城、東城なら東城の代表の方という意味でいい ですか。今、そのような意見が出ましたが、いかがですか。
- ○桂藤和夫副委員長 1市6町ありますよね、議員のおられない自治振興区もありますので。
- ○政野太委員長 自治振興区は、全体の連合会長が田邉さんで、庄原の代表、東城にもおられますし、 各地域全部におられるので、そこくらいという意見がありますが、いかがですか。集計のところで特 に問題はないですよね。福山委員。
- ○福山権二委員 松本委員が言われた全地域から声を集めるというのは、この調査に、もう少し民主主義的に声を聞いたというパワーをつけたほうがいいのではないかということ。こちらの思いは、そういうことではなく、参考意見として団体の意見を聞いて、それでこちらが判断するということなので、ここの意見の中で多数決がどうのこうのということではないから、こちらの意思で決まればいい。松本委員の、全部入れたほうがいいというのは、幅広くみんなの意見を聞いたほうが全市的な意見になるのではないかという意見だけれども、そうすると、PTA連合会についても、各PTA、全部の小学校に聞けということになる。こちらの思惑としては、各役員をしている人には代表の自覚があるから、それで聞こういうことだから、これでいいのではないか。
- ○政野太委員長 いかがですか、ほかに御意見は、國利議員、いかがですか。
- ○國利知史委員 大丈夫です。
- ○政野太委員長 松本委員。
- ○松本みのり委員 この表だけだと、比和の方がおられるのかとか、総領の方がおられるのかとかが、 にわかにはわからない。私たちは庄原市の代表として出させてもらっているので、各地域の方から満 遍なく御意見を吸い上げて検討できればなと思って言わせてもらいました。
- ○政野太委員長 そうですね、御意見としてはしっかりと。ただ、最初に言ったように、市民団体全体、連合会の会長をされている方、商工団体、経済団体、それから、農業の団体くらいしか思い浮かばなかったのです。女性団体は、別々におられる。あとは、老人クラブ連合会という大きな組織をお持ちの、これも全体ですね。だから、どちらかというと、今回は、そういう意味での提案ではあります。 坂本副委員長。
- ○坂本義明副議長 女性の数が少ないので、バランス的に、もう少し女性をふやす。理屈を使って。
- ○政野太委員長 何名おられますか。4名。副会頭が女性ではあります。確か、長岡さんですよね。女性ではあるけれども、ここで副会頭を選ぶ理由がないというか、別に選んでもいいのですが、どうしますか。皆さんが了承すれば、それは整理できます。皆さんよろしいですか。商工会議所は副会頭を2名入れるということで、4名になりますけれども、そこは別に特に問題はないですか。よろしいですか。藤木委員。
- ○藤木百合子委員 地域的にどうなのですか。副会頭が女性ばかりではないですよね。1名ですよね。 そうしたら、また男性がふえて、女性の割合が減る。
- ○政野太委員長 國利委員。
- ○國利知史委員 副会頭を1名にしておくと男性側が来られる場合もあるかもしれないので、副会頭が

3名でいいのではないですか。

- ○政野太委員長 堀井委員。
- ○堀井秀昭委員 こちらから指名をしてお願いするのだから、副会頭で長岡さんを指名すればいいのではないか。
- ○政野太委員長 女性を入れるという視点で、という意見になっていますが、よろしいですか、皆さん。 庄原商工会議所は女性を1名、長岡さんを追加させてもらうということで。國利委員。
- ○國利知史委員 林業関係はいいですか。
- ○堀井秀昭委員 職業別に拾っていけば、林業だけという話ではない、きりがない。
- ○國利知史委員 農業が入っているので。
- ○堀井秀昭委員農業ではない。農協。
- ○國利知史委員では、いいです。
- ○政野太委員長 よろしいですか。堀井委員。
- ○堀井秀昭委員 先ほどの話だけれども、1市6町で自治振興区の代表、庄原は、今の連合会長が庄原の人なので、他の町の自治振興区長くらいは1名ずつ入れれば。なぜかと言われたら、今行政と1番かかわりがあるのは、自治振興区だろうと。
- ○政野太委員長 そのような意見が、松本委員からありましたし、今、堀井委員からもありました。その点についてはいかがですか。確認をしたいのですが、これは庄原の場合で、田邉さんが庄原の代表ではなかった場合。庄原の代表が連合会長になっているだけですか。それでは問題ないですね。1市6町ですね。あとは、学識経験者という御意見があったのですが、審査をしてもらうという視点ではありませんので、非常に難しい。だから空白になっていますが、何か御意見がありますか。もし該当の方がおられればですが。例えば、審査会を開くとか、そういった形のときには、どうしても学識経験者が必要になってくるのかもしれませんけれども、今回は市民の皆さんの意見を聞くという視点ですので、学識経験者はいらないかなと思いますが、いかがですか。それでは、今ここに書いているメンバーで、学識経験者を除いて、庄原市自治振興区連合会の各地域、1市6町の代表に発送させてもらう。それから、商工会議所の女性代表ということで、副会頭の長岡さんにお願いをする。これを追加させてもらって、このメンバーに聞かせてもらうということで準備を進めたいと思いますが、よろしいですか。桂藤副委員長。
- ○桂藤和夫副委員長 庄原市PTA連合会には、高校のPTAも入っているのですか。
- ○政野太委員長 入ってないです。市なので。
- ○桂藤和夫副委員長 高校のPTA会長にも送ったほうがいいのではないですか。 4校にするかどうか は別だけれども。
- ○政野太委員長 それが三次の方の場合もあるので。
- ○桂藤和夫副委員長わかりました。
- ○政野太委員長 よろしいですか。それでは、そのように準備を進めます。

2 今後の審査について

○政野太委員長 次の、2. 今後の審査についてですが、きょうの資料の中にスケジュールがあると思

います。当初予定していたよりも随分おくれてきてはいますが、再来年に一般選挙があるので、そういった関係も含めて、最終的には、どうしてもこの日程でいかないといけないということで、本委員会の結論を、定数に関しては1月中に、報酬に関しては2月初旬に、それから、今度は、市長に報酬審議会の設置の依頼をしなければいけないということもあるので、この日程で進めたいと思います。よろしいですか。山根局長。

- ○山根啓荘議会事務局長 スケジュールの素案としていますが、これは、本日決めてくださいという意味合いでは出していません。先ほど協議してもらった参考人招致等のこともあり、参考人招致になったらどうなるのか、公聴会になったらどうなるのかということも、スケジュールも含めて検討をしてもらわないといけないので、ざっくりと、12 月にはこう、1月にはこうと。定数と報酬については、2月の上旬には結論を出していかないといけない。そして、それに関するまとめをつくって、結論を出しておかないと、議会としての考えはこうですというのが示されないということで、少しざっくりとしたスケジュールを提案しています。若干前後はあるかもしれませんが、おおむね、こういった案でどうですかということで示させてもらっています。詳細に詰めていくと、また、これではできないという可能性があることも含めて、こういうスケジュールだということで御理解ください。
- ○政野太委員長 今回は文書になるので流動的ですけれども、ここに書いてある結論、それから、中間報告、最終報告のあたりは、もうこの日程でぎりぎりいっぱいではないかと思うので、よろしくお願いします。よろしいですか。堀井委員。
- ○堀井秀昭委員 書面により参考人の意見を聴取することに決めたが、最初の横山係長の説明で、いかがお考えですかというのではだめだと。参考人の場合は、こちらから原案を示した上でどうしますかということでしたよね。どういう文書を配るのかを早急に決めないと出せないのではないか。たくさんの項目は要らない。議員報酬は幾らが適当だと思われますかという単純なものでもいいし、それとも、ある程度、一定の根拠に基づいた数値を示すかしないといけないということです。それをきょうするか、次回でするかです。
- ○政野太委員長 実は、私としては、それは次回にと思っておりました。ただ、定数についてですけれども、これは、こういう形ができるかどうかですが、最終決定は1本に絞ってからでないと出せないのですか。例えば、3パターンくらいのものを皆さんに送るのがいいかなと、皆さんも意見が出しやすいかなと思ったのですが、それでは効力がないということなのですか。横山係長。
- ○横山和昭議会事務局議事調査係長 私が調べた範囲なのですが、特定の事務について聞く、つまり、 当初言いましたように、定数条例、報酬条例を、現行はこうだけれども、私たちの委員会はこのよう に変えようと思うが、それについてどう思うか、という聞き方をしないといけないと思います。そう でないと、例えば、何パターンか示すと、それがもう、アンケートといいますか、ただの意見集約に なってしまうので、ある程度の方向性を出した上で皆さんに意見をお伺いするのが参考人制度のある べき姿ではないかと思います。
- ○政野太委員長 國利委員。
- ○國利知史委員 例えば、私ども、特別委員会では20名という方向で進んでいます、どうですか、いい と思いますか、悪いと思いますかと。悪いと思うとなった場合、何名が適当だと思われますかという 追加の質問を出すことは可能なのですか。
- 〇政野太委員長 横山係長。

- ○横山和昭議会事務局議事調査係長 國利委員の質問に関連して。例えば、仮に、本委員会で20名としますという結論を出しました、皆さん、それについてどう思われますかと。皆さんそれぞれで20名に対しての根拠がおありだと思います。それが適正だという方と、多いので18名。18名にする根拠は何だというのは、当然お聞きしないといけないことになるので、今言われたような質問項目を設けることは可能であると思います。
- ○政野太委員長 山根局長。
- ○山根啓荘議会事務局長 文書での方法は研究をする必要があると思います。幾らがいいですかと聞いて、はいこれですと答えてもらうだけでなく、委員会としてこう考えるのだということをきちんと示してあげないと、これだったらすぐ誰にでも聞けばいいではないですかということになるので、委員会として、こういうことでこう考えて、こういう結論を出そうと思うのだけれども、それに対してどう思うのですかときちんと聞かないと、市民と語る会でもよくあったのですが、議員の考えはないのですねと言われることになるので、そこのところをきちんと結論でまとめる必要があると思います。
- ○政野太委員長 調べてみないとわからないということですが、これまでこの委員会で積み上げてきたいろいろな意見を、一旦は、定数を終わらせるときに皆様方に1回配付させてもらったと思うのですが、そういった経緯もぜひ書類の中に一緒に同封して、こういう経緯で検討して、今、委員会ではこういう状況だと。これについて御意見を聞かせてくれと。報酬についても、原価方式という方式で算出して、その結果が、今、こういう数字になっているのだという根拠を、しっかりと一緒に見てもらいたいと思います。中身について、1回調べてみるということでよろしいですか。次回の案を持っていないのですが、年内はもう厳しいです。発送はどうしても2月になりますよね。いかがですか。事務局的に年内が可能かどうかなのだけれども。横山係長。
- ○横山和昭議会事務局議事調査係長 先ほどお示ししましたスケジュールの素案についてですが、まずは定数、それから、報酬のある程度の結論を出してもらうとなると、もう少し議論を詰めてもらって、しっかりとした方向性を出していく必要があるかと思いますので、年内にもう一度集まってもらうほうがいいかと思います。
- ○政野太委員長 そのときに原価方式のある程度のたたき台が出せるだろうか。
- ○横山和昭議会事務局議事調査係長はい。
- ○政野太委員長 年内の皆さんの日程はいかがですか。いずれも本会議が終わってからでよろしいですよね。12月26日の午後はいかがですか。1時半からで大丈夫ですか。よろしいですか。12月26日の1時半ということでお集まりください。

3 その他

〇政野太委員長 そのほか、何かお気づきの点はありませんか。それでは、これにて、第17回議員定数 及び議員報酬調査特別委員会を閉会します。

午後3時52分 散 会

庄原市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

議員定数及び議員報酬調査特別委員会

委 員 長